

他資格の例について

1. 科目の定め方について

- 愛玩動物看護師法（以下「法」という。）では、受験資格を得るため、大学において必要な科目を修めて卒業することを要件としており、当該科目は農林水産大臣及び環境大臣が指定することとしている。（法第31条第1号）
- 法と同様に、試験を受けるためにその課程を修了する必要がある学部等を指定するのではなく、修める必要がある科目を指定することとしている言語聴覚士法における科目の規定は、次のとおり。

○言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）（抄）

（受験資格）

第三十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一～三 （略）

四 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

五・六 （略）

○言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目

（平成十年八月二十八日厚生省告示第二百二十七号）

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第四号の規定に基づき、厚生大臣の指定する科目を次のとおり定める。

- 一 基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）
- 二 臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）
- 三 臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）
- 四 音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）
- 五 臨床心理学
- 六 生涯発達心理学
- 七 学習・認知心理学（心理測定法を含む。）
- 八 言語学
- 九 音声学
- 十 言語発達学
- 十一 音響学（聴覚心理学を含む。）
- 十二 社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）
- 十三 言語聴覚障害学総論（言語聴覚障害診断学を含む。）
- 十四 失語・高次脳機能障害学
- 十五 言語発達障害学（脳性麻痺及び学習障害を含む。）
- 十六 発声発語・嚥えん下障害学（音声障害、構音障害及び吃音を含む。）
- 十七 聴覚障害学（小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。）
- 十八 臨床実習

2. 愛玩動物看護師養成所で修得する必要な知識及び技能の定め方について

- 法では、受験資格を得るため、農林水産省令・環境省令で定める基準（以下「指定規則」という。）に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、必要な知識及び技能を修得することを要件としている。（法第31条第2号）
- 養成所における教育の内容についても、指定規則で定めることとなる。
- 法と同様に、省令で養成所の指定基準を定めることとしている言語聴覚士法における養成所の指定基準は、次のとおり。

○言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）（抄）

（受験資格）

第三十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

二～六 （略）

○言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年文部省・厚生省令第二号）（抄）

（学校及び養成所の指定基準）

第四条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四～十三 （略）

2～4 （略）

別表第一（第四条関係）

教育内容		単位数	備考
基礎分野	人文科学二科目	二	一科目は統計学とすること。
	社会科学二科目	二	
	自然科学二科目	二	
	外国語	四	
	保健体育	二	
専門基礎分野	基礎医学	三	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。 内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。 口腔外科学を含む。 神経系の構造、機能及び病態を含む。 心理測定法を含む。 聴覚心理学を含む。 社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。
	臨床医学	六	
	臨床歯科医学	一	
	音声・言語・聴覚医学	三	
	心理学	七	
	言語学	二	
	音声学	二	
	音響学	二	
	言語発達学	一	
	社会福祉・教育	二	
専門分野	言語聴覚障害学総論	四	脳性麻痺及び学習障害を含む。 吃音を含む。 聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。 実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
	失語・高次脳機能障害学	六	
	言語発達障害学	六	
	発声発語・嚥下障害学	九	
	聴覚障害学	七	
	臨床実習	十二	
選択必修分野		八	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計		九十三	